

(別添 3)

令和 7 年 9 月 19 日

内閣府地方創生推進室

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

内閣官房デジタル行財政改革会議事務局

令和 6 年度補正予算

新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPES）の取扱いについて （教育・子育てプロジェクトの再募集）

I. 基本的な考え方

1. 「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、新たに地方公共団体が自由度の高い事業を行うことができる「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を創設し、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援することとしている。
2. 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPES）（以下「本交付金」という。）は、「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのある取組を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要なハード／ソフト経費を国が交付金により支援するものである。

II. 予算額、補助率

予算額：1,000 億円の内数（国費ベース）

補助率：3／4

III. 支援対象等

1. 対象者

地方公共団体

（都道府県、市区町村又は一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法第 4 条第 1 項の規定による港務局を含む。）

2. 対象事業（申請要件）

【共通要件】

以下の①～③の要件を満たすものを対象事業とする。

① 将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤

につながる見込みのあるものとして、デジタル行財政改革会議事務局がコミットし、当該団体のフィールドを活用し、先導的な取組として後押しする価値があると判断できるもの

※ 国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤の構築を持続可能な行財政基盤につなげる観点から、利便性の向上に加えて、業務効率化や財政改革の効果が見込まれること

② 利用者起点に加え、業務効率化や財政改革の観点で KPI 設定、モニタリング、効果測定を行い報告すること

※ 当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることについて、事業執行の中で（課題分析、デジタル基盤等の構築、サービス提供や利用等の執行状況、事業効果の発現）計測するための KPI を設定していること

③ コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること

※ 事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、国、専門家など、地域内外の関係者が参加・連携する体制を構築していること

【個別要件】

申請対象となるプロジェクトの募集要項（別添 4）で定められた要件を満たすものを対象事業とする。

3. 申請上限数、補助率及び交付上限額

① 申請上限数

TYPES への申請は、デジタル実装型における各団体の申請上限数とは別枠とする。

② 補助率及び交付上限額

補助率：3／4

交付上限額：1 事業あたり国費 2. 25 億円（事業費ベース 3 億円）

4. 評価項目

募集要項（別添 4）に記載された評価項目参照

5. 審査

審査に当たっては、上記「2. 対象事業（申請要件）」及び「4. 評価項目」に掲げる要件及び視点に関して総合評価を行う。

6. 事業計画

① 実装計画

本交付金の交付期間内における「事業計画」を「実装計画」といい、その期間は当該事業年度末までである。

② 運営計画

本交付金の交付対象事業終了後における「事業計画」を「運営計画」といい、その期間は交付対象事業終了後2か年である。

「実装計画」については当該事業年度終了後、「運営計画」については1か年経過するごとに、取組状況や KPI の進捗状況等について、別に定める様式にて事務局へ報告することとする。(必要に応じ、個別のフォローアップを行う場合がある)

なお、提出いただいた実施計画については、夏頃を目途に各団体の HP 等において公表することを依頼あるいは新しい地方経済・生活環境創生本部事務局に関する HP 等で公表する可能性がありますので、あらかじめお含み置きください。公表に支障がある場合は、その旨を適宜ご連絡いただくか、計画内に非公表とする予定である旨とその理由を記載ください。

7. 経費

① 対象経費

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費を単年度に限り支援する。

事業の遂行に必要な、設備・システム導入費、施設改修費などのハード経費、人件費、サービス利用費、外注費などのソフト経費、のいずれも支援対象とし、総事業費に対するハード経費割合の制限は設けない。

サービス実装に向けたシステム構築費等に止まらず、普及・定着に向けた周知広報や、改善に向けた調査等も対象。

具体的な対象経費の例は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| ※ 実装事業の計画立案・修正等の経費 |
| ※ サービス実装に係る付随費用（例：マーケティング調査、サービス普及・定着・改善をはかるために要する人件費等） |
| ※ 事業のプロジェクトマネジメントに係る経費 |
| ※ 外部人材招聘経費（デジタル専門人材、中核的経営人材等への委嘱費用等）、その他人材確保等関係経費 |
| ※ 事業評価（KPI 取得に係るアンケート調査等）に要する経費 |
| ※ 事業遂行に必要となる設備・備品の整備に関する経費 |
| ※ 広報・プロモーション経費（サービスの体験イベント等の開催、チラ |

シ等販促物の作成等)

※ 複数年契約に基づく PC レンタル料やクラウドサービス利用料（ただし、複数年分を一括して初年度に費用計上できる場合に限り、交付対象事業の実施計画期間3か年分を上限とする）

② 対象外経費

本交付金は、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業を支援するものであり、実装を伴わない実証や調査のみに止まる事業の経費は対象外である。

本交付金はサービス実装の立ち上げに係る費用を単年度に限って支援するものであり、実装後のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提（例外として複数年契約に基づく初年度一括支出の場合は認める。）。サービス実装を伴わない事業（例：Wi-Fi 等のインフラ整備、人材育成、コンテンツ・特産品開発のみ）は交付対象外。

また、以下の経費についても、原則として支援の対象外とする。

※ 人件費（地方公共団体の職員の人件費）

※ 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）

※ 従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等

※ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの

※ 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの

※ 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金

※ 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費（なお、国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金等の利用を優先すること）

※ 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費

※ 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

IV. その他

1. 採択後の変更手続について

（１）「デジタル実装型 TYPES 実施計画」等（以下「実施計画」という。）を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書を提出する必要がある。

（２）ただし、事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であって、以下の場合については、変更交付申請書の提出を要しないものとする。

- ① 経費の流用（経費項目間の組み換えであって、交付対象事業費（総額）の（※）以下のもの）
- ② 経費項目の追加（交付対象事業費（総額）の（※）以下のもの）
- ③ 経費項目の削除（削除が実施計画に影響を与える可能性がないものに限る）
- ④ 経費の減額

⑤ KPI 追加・上方修正

⑥ 文言その他記載内容の修正（修正が実施計画に影響を与える可能性がないもの）

（※）交付対象事業費（総額）によって経費の流用及び経費項目の追加の閾値を以下表のとおりとする。

交付対象事業費 （総額）	2 億円以下	2 億円超 4 億円以下	4 億円超 5 億円以下
閾値	2 割	1.5 割	1 割

（３）（２）の場合にあつては、あらかじめ変更しようとする実施計画を報告するものとする。

2. 地方負担分に対する地方財政措置

デジタル実装型の地方負担分については、地方交付税の増額交付等の中での対応となる。

3. その他

本交付金の交付を受けた地方公共団体は、会計検査での不当事項等の指摘による処分を受けることがないよう、適正な執行に努める必要がある。

4. 問合せ先

問合せ内容に応じて内閣府／内閣官房に問い合わせること。

＜デジタル実装型 TYPES についての問合せ＞

内閣官房デジタル行財政改革会議事務局

新しい地方経済・生活環境創生交付金 デジタル実装型 TYPES 担当

e-mail : types.h8m@cas.go.jp

＜デジタル実装型 制度全般についての問合せ＞

内閣府地方創生推進室／内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）担当

e-mail : digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp

※不明な点等がある場合には、市町村等は都道府県を通じてメールで問い合わせしてください。情報、回答の統一的整理のため、電話での問合せは受け付けておりません。各団体から問合せを受けた内容については相談状況等を踏まえ、必要に応じて適宜情報提供を行う予定です。